

(国共済組合員等期間を有する者の特例等)

第四十条 国家公務員共済組合の組合員期間のうちに改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により当該組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第四十五条から第四十七条までにおいて「施行法適用期間」という。）を有する者については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び施行法適用期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第四十一条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）」と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」と、「同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十二条 国共済組合員等期間のうちに改正前国共済施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに改

正前国共済施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下この条から附則第四十四条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 国共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下この号において

「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについて、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当

する額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第四十三条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定した額から、その額(同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十四条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族(厚生年金保険法第五十九条に規定する遺族をいう。附則第四十七条において同じ。)に対する附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(同法第六十二条第一項の規

定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（国共済組合員等期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十五条 国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（第二号厚生年金被保険者でない間に当該障害

基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。)が支給される場合には、当該障害基礎年金のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。)を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から附則第四十七条までに おいて「改定基準率」という。)を順次乗じて得た額を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年

度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（国共済組合員等期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第四十六条 国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額



(国民年金法の規定による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。))が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、障害共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。)より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当

該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(国共済組合員等期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十七条 国共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、遺族共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を附則第四十条第一項

の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者（国共済組合員等期間を有する者の遺族である者に限る。）が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第四十条第一項の規定

による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(費用の負担)

第四十八条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十一条及び第三十六条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、改正前国共済施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する

国等をいう。以下この号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

（平成二十二年三月三十一日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第四十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における地方公務員等共済組合法第二章第二節第一款及び附則第十四条の三の規定の適用については、同法第二十七条第一項中

「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」と、同条第二項中「都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」とあるのは「都市職員共済組合」と、同条第三項第一号中「構成組合」とあるのは

「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」と、同条第四項中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第三項第一号」と、同条第五項中「第百十三條第一項並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「第百十三條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」とする。

(指定都市職員共済組合の長期給付に係る業務に関する権利義務の承継)

第五十条 施行日前に指定都市職員共済組合が行っていた改正前地共済法第二十七条第二項各号に掲げる業務に関し指定都市職員共済組合が有していた権利義務は、施行日において全国市町村職員共済組合連合会(以下この条及び次条において「市町村連合会」という。)が承継する。

2 前項の規定により市町村連合会が承継する権利義務の範囲その他権利義務の承継に関し必要な事項は、市町村連合会の理事長と指定都市職員共済組合の理事長が総務大臣に協議して定める。

(審査請求等に関する経過措置)

第五十一条 施行日前に改正前地共済法第一百七十条第一項の規定に基づき改正前地共済法第一百八条第一項の規定により指定都市職員共済組合に置かれた地方公務員共済組合審査会(以下この条において「指定都市職員共済組合の審査会」という。)に対してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「新地共済法」という。)第一百七十条第一項の規定に基づき新地共済法第一百八条第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以下この条において「市町村連合会の審査会」という。)に対してされた

審査請求と、施行日前に指定都市職員共済組合の審査会において行われた裁決は市町村連合会の審査会において行われた裁決とみなす。

(改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置)

第五十二条 施行日の前日において改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(昭和十五年四月一日以前に生まれた者で施行日において地方公務員共済組合の組合員であるものに限る。)は、改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(改正前地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項及び附則第五十四条第一項において同じ。)したものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第五十三条 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができ